

令和8年度 さいたま市食品衛生監視指導計画(案)への意見

2025年12月25日
さいたま市消費者団体連絡会
埼玉県消費者団体連絡会

平素よりさいたま市の食の安全に関わる皆さんとの取り組みに敬意を表します。公表されました「令和8年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)」について、食の安全をさらに前進させるため、消費者の立場から意見を提出致します。

1. HACCP の推進について

重点課題にHACCPに沿った衛生管理が盛り込まれております。HACCPは食の安全管理には優れた手法ですが、食関係事業者への定着と確実な運営が重要です。さいたま市内には中小の食関係事業者が多数あります。中小の事業者への指導を徹底してください。

2. 食中毒予防に向けた自然毒の検査について

現状、自然毒の検査対象は二枚貝と生あんだけになっております。

しかし、地球温暖化によりフグの交雑が増えていると聞いており、千葉県沖でもフグが大量に漁獲されています。漁業団体により交雑種は排除されておりますが、今後、混入しないとも限りません。また、全国的には、毎年、きのこによる中毒事故も発生しております。未然防止の観点から、ふぐ毒やきのこ類も検査対象に入れてください。

3. 食品表示の監視指導について

食品表示は消費者にとって重要な情報源です。特にアレルギー表示は命に関わります。正しい表示がされているか徹底するよう事業者を指導してください。また、食品表示はいろいろな部署が関わりますが、横の連携を密にし、適切な表示がされるよう監視指導の徹底をお願いします。

4. 水について

PFAS(PFOSとPFOA)については、令和8年度から、水道事業者において定期的な点検と基準が超過した場合の改善が義務付けられました。幸いなことに、さいたま市内の井戸水からは検出されておりませんが、井戸水以外からは大幅な基準値越えも検出されております。事業所内の井戸水や自治会防災用の井戸水についても基準値越えが無いか監視指導を徹底してください。

また、飲料関係は、ミネラルウォーターや炭酸飲料、お茶類等多岐に渡り、消費者にとっては何が対象になるのか分かりにくい状況です。対象事業者への対応とともに消費者への適切なリスクコミュニケーションも行ってください。

5. 食肉卸売市場閉鎖について

11月19日の報道があるまで屠畜場閉鎖は寝耳に水の事でした。決定した経緯について事業関係者だけでなく、広く市民にも丁寧な説明を行ってください。